

# 青森県報

第二千九百二十四号

平成二十年  
四月二十三日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

狩猟免許試験の施行……………	(自然保護課) ……	一
適性試験及び講習の実施……………	(同) ……	二
指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業を行う事業所の名称変更の届出……………	(障害福祉課) ……	三
障害福祉サービス事業者の指定……………	(同) ……	四
指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………	(同) ……	五
障害者自立支援法による障害者支援施設の指定……………	(同) ……	五
障害者自立支援法による相談支援事業者の指定……………	(同) ……	五
障害者自立支援法による指定相談支援事業者の相談支援事業の廃止の届出……………	(同) ……	五
公 告……………	( ) ……	五
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………	(人事課) ……	六
出先機関……………	( ) ……	六
土地改良区の役員の就任……………	(中 南 地 区 民 地 局) ……	六
土地改良事業の工事の完了……………	(三 八 地 区 民 地 局) ……	六

## 告 示

## 示

青森県告示第三百七十八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第四十一条の規定により次のとおり平成二十年度狩猟免許試験を施行するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第五十一条第二項の規定により公示する。

平成二十年四月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

### 一 試験の期日、場所等

試験の期日	試験の場所	備考
平成二十年七月六日	青森市松原一丁目六の一五 青森市中央市民センター大会議室	
平成二十年九月三日	青森市長島一丁目一の一 青森県庁舎西棟八階大会議室	

### 二 試験科目、試験課題、試験時間等

試験の種別	試験の科目及び課題	試験時間	受付時間
狩猟免許の種類	試験の科目及び課題	試験時間	受付時間
網猟免許	1 視力 2 聴力 3 運動能力	午前九時四十分から午前十時	午前九時十分から午前九時三十分まで
許わな猟免許	1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令 2 猟具に関する知識 3 鳥獣に関する知識	午前十時から午後零時十分まで	
第一種銃猟免許	1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令 2 猟具に関する知識 3 鳥獣に関する知識	午前十時から午後零時十分まで	
第二種銃猟免許	1 銃器以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 2 むそう網、くくりわな、及び		
網猟免許許わな猟免許			

三 受験できない者

- 1 県外に住所を有する者
- 2 試験当日二十歳に満たない者
- 3 統合失調症、そうつ病、てんかんその他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病氣にかかっている者
- 4 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 5 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者
- 6 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律又はこの法律に基づく命令の規定に

第一種銃 猟免許	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。2から4までにおいて同じ。）について点検、分解及び結合の操作を行うこと。</li> <li>2 模造銃に模造弾を装てんし、射撃姿勢をとった後、模造弾の脱包を行うこと。</li> <li>3 二人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受け渡しを模造銃を用いて行うこと。</li> <li>4 休憩の際に必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。</li> <li>5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装てんの操作を行った後、射撃姿勢をとること。</li> <li>6 距離の目測を行うこと。</li> <li>7 鳥獣の図画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。</li> </ol>	<p>はこわなのうち一つを架設すること。</p> <p>3 鳥獣の図画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。</p>
第二種銃 猟免許	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装てんの操作を行った後、射撃姿勢をとること。</li> <li>2 距離の目測を行うこと。</li> <li>3 鳥獣の図画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。</li> </ol>	<p>午後一時 十分から 午後三時 まで</p>

四 受験の申請手続等

- 違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者
- 7 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、狩猟免許を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者
- 1 狩猟免許申請手数料として次に掲げる金額に相当する額の青森県収入証紙
  - (一) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十九条第一号該当者（異種免許を受けよとする者） 四千元
  - (二) その他の者（初心者） 五千三百円
- 2 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真） 一枚
- 3 返信用封筒（申請者の住所及び氏名を記載し、郵便切手（八十円）をちよう付したもの） 一通
- 4 申請者が第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る銃器の所持の許可を現に受けている場合は、当該許可に係る許可証の写し 一通
- 5 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、その者が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当しない旨の医師の診断書 一通
- 5 その他
  - 詳細については、最寄りの地域県民局地域農林水産部又は青森県環境生活部自然保護課（電話〇一七 七三四 九二五七番）に問い合わせること。

青森県告示第三百七十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第五十一

条第二項及び第四項の規定により次のとおり平成二十年度における適性試験及び講習を実施するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第五十九条第二項において読み替えて準用する同令第五十一条第二項の規定により公示する。

平成二十年四月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 適性試験及び講習の期日、場所等

管轄課名又は所管地域県民局名	期 日	場 所	備 考
自然保護課	平成二十年九月十一日	青森市長島一丁目の一 青森県庁舎西棟八階中会議室	
東青地域県民局	平成二十年七月三十日	青森市長島一丁目の一 青森県庁舎西棟八階中会議室	
中南地域県民局	平成二十年八月十九日	黒石市ぐみの木三丁目六五 スボカルイン黒石	
三八地域県民局	平成二十年七月二十九日	八戸市長根一丁目二の八 三八教育会館	
西北地域県民局	平成二十年七月三十日	五所川原市字栄町一〇 五所川原合同庁舎三階B・C会議室	
上北地域県民局	平成二十年七月八日	十和田市西十二番町二〇の二二 十和田合同庁舎	
下北地域県民局	平成二十年七月三十日	むつ市中央一丁目一の八 むつ合同庁舎旧館三階大会議室	

二 適性試験及び講習の科目、時間等

区 分	科 目	時 間	受付時間
適性試験	視力 聴力 運動能力	午前九時三十分から 午前十一時まで	午前九時から 午前九時二十分まで
講 習	1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令 2 鳥獣の判別 3 猟具の取扱	午前十一時から午後三時まで（ただし、正午から午後一時までは休憩）	

三 適性試験及び講習の対象者

平成二十年四月十六日から平成二十一年四月十五日までに狩猟免許の有効期間が満了する者であつて、現に県内に住所を有し、これらの狩猟免許を有するものとする。  
ただし、次に掲げる者を除く。

- 1 統合失調症、そううつ病、てんかんその他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病氣にかかっている者
- 2 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 3 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力がなく、又は著しく低い者

四 免許更新申請書の提出期限及び提出先

適性試験及び講習の実施日の十四日前までに、狩猟免許有効期間更新申請書（各地域県民局地域農林水産部において交付する。）に必要な事項を記載し、次に掲げる書類を添付して申請者の住所地を所管する地域県民局地域農林水産部に提出すること。

- 1 狩猟免許更新申請手数料として次に掲げる金額に相当する額の青森県収入証紙 二千九百円
- 2 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真） 一枚
- 3 申請者が第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る銃器の所持の許可を現に受けている場合は、当該許可に係る許可証の写し 一通
- 4 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、その者が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当しない旨の医師の診断書 一通
- 4 更新しようとする狩猟免許 一通
- 5 その他

詳細については、最寄りの地域県民局地域農林水産部又は青森県環境生活部自然保護課（電話〇一七 七三四 九二五七番）に問い合わせる事。



水沢出口一七 の二	型	三三の二
--------------	---	------

青森県告示第百八十二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十年四月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所	廃止年月日
社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団	青森市中央三丁目二〇の三〇	青森市中央三丁目二〇の三〇	自立訓練（生活訓練）	青森市大字横内字桜峰六三の一	平成二〇・三・三一
社会福祉法人青森市大義会	青森市大字駒込字月見野九一八の三	青森市大字駒込字月見野九一八の三	知的障害者通所授産施設	青森市中佃一丁目三の三〇	"
株式会社リーブケア	青森市長島三丁目一	青森市長島三丁目一	居宅介護・重度訪問介護	八戸市大字是川三丁目二の三	"
株式会社リーブケア	青森市長島三丁目一	青森市長島三丁目一	行動援護	八戸市大字是川三丁目二の三	"
社会福祉法人信和会	仙台市青葉区北根黒松二の一〇	仙台市青葉区北根黒松二の一〇	就労移行支援	八戸市大字新井田字松山中野場二九の一	"
社会福祉法人阿闍羅会	南津軽郡大鰐町大字三ツ目内字水沢出口一七	南津軽郡大鰐町大字三ツ目内字水沢出口一七	知的障害者通所授産施設	南津軽郡大鰐町大字虹貝字篠塚三三の二	"

青森県告示第百八十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害者支援施設を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十年四月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業所あかまつ園	設置の場所	指定年月日
十和田市大字大沢田字早坂一九四	平成二〇・四・一	

青森県告示第百八十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第三十二条第一項の規定により、次のとおり相談支援事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十年四月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定相談支援事業者	相談支援事業を行う事業所	指年月日
社会福祉法人阿闍羅会	南津軽郡大鰐町大字三ツ目内字水沢出口一七	平成二〇・四・一
名称	名称	
主たる事務所の所在地	所在地	
相談支援事業所	相談支援事業所	
南津軽郡大鰐町大字虹貝字篠塚三三の二	南津軽郡大鰐町大字虹貝字篠塚三三の二	

青森県告示第百八十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、

次の指定相談支援事業者から相談支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十年四月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定相談支援事業者	名称	相談支援事業を行う事業所	廃止年月日
社会福祉法人 信和会	主たる事務所の所在地 仙台市青葉区北 根黒松二の一〇	指定相談支援事業所 クローバーパーク・ピア八戸東 八戸市大字新井 田字松山中野場 二九の一	平成 二〇 ・ 三 ・ 三

### 公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十年四月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量
- 人事給与トータルシステム維持管理業務一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- 青森県総務部人事課
- 青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
- 随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

NECソフトウェア東北株式会社

宮城県仙台市青葉区一番町一丁目一〇の二三

六 契約金額

五千三百九十七万円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第二号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

### 出 先 機 関

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、鬼沢樋木土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十年四月二十三日

中南地域県民局長 佐 藤 和 雄

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の年月日
理 事	角田 友衛	弘前市大字樋木字島原七一	平成二〇・三・二七

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十年四月二十三日

三八地域県民局長 堀 内 芳 男

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
十九年災農地災害復旧事業 五九一	五戸町	平成二〇・三・二六

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭